「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

１．　サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携
　オープンイノベーションを活用した新事業創出に取り組みます。

b. IT実装支援
　CADデータ化によるデータ相互利用や、ドローンの活用など先端設備導入による業務効率化を図ります。

c. 専門人材マッチング
　案件によって自社と下請け・取引先と協力して人材を運営します。

２．　「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は支払期限を遵守し、可能な限り現金で支払います。

③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

・先端設備の導入による作業時間短縮、人員削減など業務効率化に努め、自社と取引再起双方の働き方改革推進を図ります。

・取引先も働き方改革に対応できるように、下請け事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請け事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開示には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

３．その他（任意記載）

・国土強靭化計画の一環として事業継続力強化計画を策定し、災害時にも事業の継続・早期再開を図り、関係各所に負担をかけないように努めます。

・働き方改革の一環として、従業員の賃金引上げ、福利厚生の充実に努めます。

2023 年 10 月 2 日

有限会社親和エンジニアリング　　代表取締役　海川淳

企　業　名　　役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。

・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。